

遠賀町自主防犯活動用公用車貸出規程

平成28年3月14日遠賀町告示第22号

遠賀町自主防犯活動用公用車貸出規程

(趣旨)

第1条 この告示は、遠賀町(以下「町」という。)の協働による防犯活動の推進を図るため、町が所有し、管理する青色回転灯を装備した自主防犯活動用公用車(以下「自主防犯活動用公用車」という。)を公務に支障のない範囲で貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象団体)

第2条 自主防犯活動用公用車を貸し出しできる団体は、町内を活動拠点とし、福岡県警から青色回転灯を装備した防犯パトロール車による防犯パトロール(以下「防犯パトロール」という。)を適正に行うことができると証明を受けた団体に限るものとする。

(貸出目的)

第3条 自主防犯活動用公用車は、町の区域内において防犯パトロールを実施することを目的として使用する場合に限り、貸し出しするものとする。

(貸出日時)

第4条 自主防犯活動用公用車の貸出日時は、月曜日から金曜日の7時から8時30分まで及び15時から22時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日を除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、貸し出し日時を変更することができる。

(費用負担)

第5条 自主防犯活動用公用車の貸し出しに関する費用及び燃料は、無償とする。

(運転者資格要件等)

第6条 自主防犯活動用公用車の運転者の資格要件は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 免許取得後1年以上の運転経験があること。
- (2) 過去1年以内において、道路交通法(昭和35年法律第105号)第6章第6節の規定により免許の取消し処分を受けたことがない、又は同法第8章の規定により刑罰に処せられたことがないこと。

(3) 道路交通法の規定により免許停止等の処分を受けた者は、当該処分の期間が満了していること。ただし、講習による短縮された期間は除く。

(4) パトロール実施者証を所持していること。

(貸出申請)

第7条 自主防犯活動用公用車の貸し出しを受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、自主防犯活動用公用車貸出申請書（様式第1号）を使用する日の2週間前までに町長に申請し、その許可を受けなければならない。

(貸出許可)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、貸し出しを適当と認めた場合は、許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し必要な条件を付し、自主防犯活動用公用車貸出許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(貸出許可取消し)

第9条 町長は、使用者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、貸し出しの許可を取り消すことができる。

(1) この告示に定める事項に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により貸し出しの決定を受けたことが判明したとき。

(3) 町において公用又は公共の用に供するため、自主防犯活動用公用車を必要とするとき。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 自主防犯活動用公用車の運転は、福岡県警から防犯パトロール実施者証の交付を受けた者が行うこと。

(2) 自主防犯活動用公用車には、運転者を含め2人以上乗車すること。

(3) 自主防犯活動用公用車を防犯パトロール以外に使用しないこと。

(4) 自主防犯活動用公用車を第三者に貸与しないこと。

(5) 自主防犯活動用公用車の使用後は、車内を清掃のうえ、自主防犯活動用公用車貸出運転日誌を記載後、鍵及び車検証等の返却時に町長に提出すること。

(6) 事故が発生したときは、法令に定められた措置を講ずるとともに、直ちにその事故及び対処の内容を事故報告書により町長に届け出ること。

(7) 町長の承諾なく、第三者との間に示談をしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長の指示に従うこと。

(損害賠償)

第11条 使用者が、自主防犯活動用公用車の使用により、第三者に損害を与えた場合は、町が加入する損害保険を適用するものとする。

(1) 損害のうち保険限度を超える部分の損害又は保険約款の免責事項に該当する損害については、当該使用者が負担するものとする。

(2) 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、自主防犯活動用公用車を損失し、又は亡失したときは町にその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、自主防犯活動用公用車の貸し出しに必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。